

「シュタイガーヴァルト隣接の赤ワインの島」ゲマインデ・ヴィーゼンブロン

明治学院大学名誉教授 辻 泰一郎

40年前前、在外研究でヴェルツブルク滞在中、暇を見つけてフランケン地域の史跡巡りをした。

近世絶対主義の時代にあっても、この地域では強力な領邦形成がさほど進まず、神聖ローマ帝国直属の都市や修道院、帝国伯、帝国騎士層が多数存在し特有の権力分散状況が見られたことに私の関心があった。

探訪の中で私の気に入りは葡萄畑の景色を見ながらマイン川沿いに南下し長閑な農村風景の中を西に進むとシュタイガーヴァルトの山並みに近づき、シュヴァンベルクの麓をイブホーフェンから北東にレーデルゼー、ヴィーゼンブロン、カステルへと辿る道筋のドライブで、途中夫々多様な歴史を持つ村や都市を見物しながら最後にカステル伯の居所の静かな佇まいを訪れるのを楽しみにした。

エッセイ執筆にあたり当初この思い出を紹介しようと考え、改めて調べた電子情報の中で特に印象に残ったのが白ワイン産地に囲まれた「赤ワインの島」と自身を特徴づけるヴィーゼンブロンの歴史と文化の話であった。

ヴィーゼンブロン(ヴェルツブルク東南東約30キロ、キッツィンゲン郡内の人口約千百人余りの村)は、中世来シュタイガーヴァルトの西側に勢力を広げたカステル伯(ヴェルツブルク司教の封臣、帝国伯)の支配下であり、12世紀末には同伯の家人(騎士)が村に城を築いていた。

カステル伯の村落所領に関しては地所の一部が1322年ニュルンベルク城伯に譲渡された他、周辺の領主層にもレーンが授与される等の過程を経て同村は1597年以降、基本的にブランドンブルクアンスバッハ辺境伯、カステル・レムリンゲン伯家、カステル・リュエデンハウゼン伯家及びヴェルツブルク司教の総統共同体関係に基づく4領主の支配下に置かれた。

各領主は夫々シュルトハイス(裁判代理人)を任命し、彼らは村長、地区長達並びに書記とともに民事事件を管轄するシュルトハイス裁判所を構成し原則月1回開廷した。他方、村民は村域内で捕らえられた現行窃盗犯を自ら木に吊るすことを認められ村民全員が絞首索を握る義務を負うとする慣行が1535年の記録に見え、この権利は領主達が共同で制定した村落条令(1588年)でも承認された。尤も実際は多くの場合、犯人はフェーデ断念誓約のうえ所払いされたという。加えて村では男性家政責任者が召集される所謂ホッヘグリヒト集会も年1回定期的に開催され、そこで村落条令厳守が命じられ村役割り振りが決められたとされる。村落条令で命じられた非行者処罰の追加入獄はラートハウス(1575年頃)の外階段下に設けられ、改築(1724年)後も踏襲された。

建築場所が村の菩提樹の前と推定されるラートハウスはシュルトハイス裁判所、村長職務さらに7人衆と呼ばれる境界監視誓約人達で構成される境界裁判の場所であり、所謂ホッヘグリヒト集会もそこで開催された他、共同体の他の用にも供された。ラートハウスのファサード上に描かれた4領主の紋章からラートハウスが彼らの代表機関として役目を果たしていたこと、建物屋根中央部分の張出からは時計の上に裕福な農民と貧困な日雇農の人物が時鐘ごとに勤と株用熊手を打ち合って争う仕掛けが眺められ、往時の村内対立がラートハウスで調整されたことを示していることとされる。

13世紀前半建立の村の聖十字架教会は周辺の他村落教会と同様、略奪等からの住民避難場所として周囲を堅固な建物で囲い要塞化された。村は1546年カステル伯の庇護教会として伯による宗教改革が導入された。

村の防衛は領主たちの責務であったのみならず緊急時には村民も防衛に動員されるようになり、近所のリュエデンハウゼン家の臣民防衛隊の登録簿では銃が配備される農民と自弁義務のある農民が区別されていた。領主ごとに紋章の色帯で識別された部隊は1人のシュルトハイスまたは地区長により指揮された。領主達は平時、射撃訓練を奨励し、騎士のトーナメントを模した射撃会の成績で選ばれた射撃王は賞品授与の荣誉と引き換えに参加者全員にワインを振舞う義務を負った。

この慣行は帝国終焉後も村民によって受け継がれ、9月最終週教会堂開基祭の火曜日シュルクハットにフロックコートで正装した村民射撃隊の祝祭的行進と射撃会、射撃王宅での祝杯、夕刻の舞踏会で行事が締め括られる(現在射撃関係行事日程が先行)。

今1つ現在まで続く重要な村行事に関わる2つの争訟事件の話も興味深い。

16世紀後半に生じた3つの森林地の境界を巡るヴェルツブルク司教と教領都市イブホーフェンとの争いはインゴルシュタット大学法学部の鑑定に委ねられヴィーゼンブロンに550グルデンの訴訟費用負担の判決が下されて敗訴(約100ヘクタールの森林損失)に終わったが、伝承ではイブホーフェンの森林監督官の偽証に因るものという。

隣村レーデルゼーとの間に位置し15世紀前半、ベストのため住民が死に絶え荒地となった(と伝わる)小村デュールバッハの土地をヴィーゼンブロンとヴェルツブルク司教領の隣村グロスラングハイムの人々が放牧目的で利用してきた所、1578年同司教がこの土地を購入し廃村再建とヴィーゼンブロン領主権を得てルター派村落にカトリックの圧力増大を図ろうとしたことで村落領主達とゲマインデが同司教を帝室裁判所に訴え、他方司教も1580年同地に建てた家が村落領主達に破壊されたため領主達を相手に同裁判所に訴えてみたものの最終的な解決は得られなかった。同地を巡る両村の地境争いが決着を見たのは1818年ことであった。

こうした経緯から1818年、村の境界線巡回(もともと中世由来とされる)が再開されることになった。1623年に遡る記録によれば、巡回にはゲマインデ参事会員、ヴィーゼンブロン及び隣接5村1都市の境界監視誓約人達とヴィーゼンブロンの歩行可能な村民全員が参加し、各境界石の所で射撃隊が発砲を行い各2人の学童がそこで見たことを記憶に留め境界線の真実を告げる証人となる旨の決まり文句を唱えなければならなかった。村を挙げてこの行事は1900年以降25年ごととなり、正に今年9月13日7人衆と導師の祝祭的巡回行事の日を迎える。この境界監視誓約人の地域的伝統は2016年ユネスコ無形文化遺産の構成部分として承認を受けた。

ゲマインデ・ヴィーゼンブロンHPのHP(特にロスラー・ホフマンによる)記述等に拠りながら行なった上記紹介を通じヴィーゼンブロン村民の伝統維持の精神に感心したと同時に、他村落とも共通するウンターフランケンの中近世の独特な支配・被支配のあり方や村の生活に想像を巡らすことができ興味深かった。

電子情報から容易に得られるようになった村落(地域)社会の歴史と伝統への視野拡大は法制史の奥行きある理解にすこぶる役立つと実感した、共同体主義理論(P.ブリックレ)の検討も含め村落条令やその他史料にも当たってみたい気持ちも生じた。

この間、蓄積されたユダヤ人の生活史研究からは近世以降ヴィーゼンブロンと周辺地域での居住やゲマインデの存在も確認され、埋葬地レーデルゼーにはバイエルン最大のユダヤ人墓地があることも付記しておこう。

● 出典(最終確認2025年2月10日)

<https://www.wiesenbronn.de/die-gemeinde-der-terminen-monat-geschichtliches-historisches-Rathaus-3-bürgerauszug-kulturelles-historie-in-zahlen>の項目、
<https://wiesenbronn-entdecken.de/gesternheute/>の中の
[dortfindehistorischer-dorfrundgang-kirchenburgen:kirchweihdienstagsiebnermahlzeit](https://www.kulturpfad-grafen-castell.de/html/wiesenbronn.html)の項目、
www.kulturpfad-grafen-castell.de/html/wiesenbronn.html
[https://de.wikipedia.org/wiki/Dürrbach_\(Wüstung\)](https://de.wikipedia.org/wiki/Dürrbach_(Wüstung))
https://hdbg.eu/jüdisches_leben/の中のgemeinde/wiesenbronn/988:friedhof/rödelsee/777の項目